

## 福島県許諾品種の原種苗生産分譲要領

### 第1 趣旨

この要領は、福島県登録品種及び出願品種の種苗許諾運営規程に基づき県が通常利用権を許諾した品種のうち、園芸作物品種及び特用作物品種の効率的な普及および定着を図るため、許諾契約者に対して県が分譲する許諾品種原種苗（以下「原種苗」という）の生産、分譲等の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 定義

この要領でいう分譲とは、県が通常利用権を許諾した品種を、当該許諾契約者に対して配布することをいう。

- 2 この要領でいう試験研究機関とは、農業総合センターをいう。
- 3 この要領でいう許諾品種の作物種は、別に定めるものとする。

### 第3 原種苗の維持、生産、分譲

原種苗の維持、生産、及び許諾契約者への分譲は、種苗許諾に係る品種を育成した試験研究機関が実施するものとする。

### 第4 原種苗の形態

県が許諾契約者へ分譲する原種苗の形態は、分譲する許諾品種の作物種に応じて、別に定めるものとする。

### 第5 原種苗の価格

県が許諾契約者へ分譲する原種苗は、原則として無償とする。

### 第6 原種苗の分譲申し込み

許諾契約者が県に原種苗の分譲を申し込む場合は、別記様式第1号の福島県許諾品種原種苗分譲申込書を、試験研究機関の長に提出するものとする。

- 2 試験研究機関の長は、前項の原種苗分譲申込書を受理したときは、農林水産部長に別記様式第2号によりその申し込み内容を報告するとともに、当該許諾契約者に別記様式第3号により分譲の実施内容を通知するものとする。
- 3 原種苗の分譲時期に応じた申し込み期限は、許諾品種の作物種に応じて、別に定めるものとする。ただし、初めて許諾契約する年次及び次年次の分譲申込期限はこの限りでない。

## 第7 原種苗の分譲

前条第2項により分譲の実施内容を受理した許諾契約者は、指定のあった日時、場所において分譲を受けるものとする。

- 2 試験研究機関の長は、申し込みを受けた分譲数量を、指定した分譲日時までに生産できない場合、当該許諾契約者に対してその旨をすみやかに通知したうえで、分譲数量等を変更することができるものとする。

## 第8 原種苗分譲数量の記帳と確認

試験研究機関は、別記様式第4号の原種苗生産物出納簿を備え、分譲数量を記帳整理して経過等を明らかにするとともに、分譲時に許諾契約者から確認を受けるものとする。

## 第9 その他

この規程に定めるもののほか、原種苗の維持、生産、及び許諾契約者への分譲等に関し必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

### 附 則

この規程は平成15年 4月 1日から施行する。

### 附 則

この規程は平成18年 4月 1日から施行する。

### 附 則

この規程は平成19年 7月 13日から施行する。

許諾品種の作物種と分譲する原種苗の形態

| 許諾品種の作物種 | 分譲する原種苗の形態 |
|----------|------------|
| リンゴ      | 穂木         |
| モモ       | 穂木         |
| ブドウ      | 穂木         |
| ナシ       | 穂木         |
| リンドウ     | 雌株及び雄株     |
| イチゴ      | 親株         |
| アスパラガス   | 雌株及び雄株     |
| 桑        | 穂木         |
| オタネニンジン  | 種子         |
| そば       | 種子         |

分譲申込期限

| 許諾品種の作物種 | 分譲申込期限              |
|----------|---------------------|
| リンゴ      | 分譲を受けようとする年の11月まで   |
| モモ       | 分譲を受けようとする年の8月まで    |
| ブドウ      | 分譲を受けようとする年の11月まで   |
| ナシ       | 分譲を受けようとする年の11月まで   |
| リンドウ     | 分譲を受けようとする年の前年の1月まで |
| イチゴ      | 分譲を受けようとする年の前年の1月まで |
| アスパラガス   | 分譲を受けようとする年の前年の1月まで |
| 桑        | 分譲を受けようとする年の前年の1月まで |
| オタネニンジン  | 分譲を受けようとする年の前年の1月まで |
| そば       | 分譲を受けようとする年の前年の3月まで |